亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例施行規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

令和元年6月17日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第6号

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例施行規則 (平成22 年亀山市規則第23号) の一部を次のように改正する。

第7条を第14条とする。

第6条第1項中「第9条」を「第15条」に改め、同条を第13 条とする。

第5条第3号中「、喫煙し」を削り、同条を第12条とし、同条の前に次の2条を加える。

(使用料の免除)

- 第10条 市長は、条例第10条の規定により、次に掲げる場合に おいては、条例別表第2に掲げる使用料を徴収しない。
 - (1) 市が主催する事業に使用するとき。
 - (2) 関宿の歴史文化の保存及び伝承並びに町並み保存に関係する 団体が使用するとき。
 - (3) その他市長が特に必要であると認めるとき。
- 2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第4条の規定による申請の際に、資料館時間外使用許可申請書(様式第1号)にその旨を記載しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 市長は、条例第11条ただし書の規定により、既納の使用料のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を還付するものとする。

- (1)災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、 使用ができなかったとき 全額
- (2) 使用者が、使用日の15日前までに第7条の規定による届出 をしたとき 半額
- (3)使用者が、使用の変更の許可を受けた場合において、既納の 使用料の額が変更後の使用料の額を超えるとき 当該超える額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、資料館時間外使用料還付請求書(様式第7号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

第4条中「第6条」を「第10条」に、「別表」を「別表第1」 に改め、同条第3号中「必要」を「特に必要である」に改め、同条 を第9条とする。

第3条の次に次の5条を加える。

(時間外使用の許可申請)

第4条 条例第5条第2項前段の規定により時間外使用の許可を受けようとする者は、時間外使用をする日(以下「使用日」という。)の6月前から7日前までに資料館時間外使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(時間外使用の許可等)

- 第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査 し、適当と認めたときは、申請者に資料館時間外使用許可書(様 式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。
- 2 前項の規定により時間外使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際、使用許可書を職員に提示しなければならない。

(許可事項の変更)

第6条 使用者は、条例第5条第2項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、資料館時間外使用変更許可申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、 適当と認めたときは、申請者に資料館時間外使用変更許可書(様 式第4号)を交付するものとする。

(時間外使用の許可の取下げ)

第7条 使用者は、時間外使用を必要としなくなったときは、資料館時間外使用許可申請取下届(様式第5号)に使用許可書又は資料館時間外使用変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(時間外使用の許可の取消し、時間外使用の中止命令及び許可事項変更の通知)

第8条 市長は、条例第8条第1項の規定により時間外使用の許可を取り消し、時間外使用の中止を命じ、又は許可した事項を変更する場合は、資料館時間外使用許可取消通知・時間外使用中止命令・許可事項変更通知書(様式第6号)により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

附則の次に次の7様式を加える。

資料館時間外使用許可申請書

亀山市長 様

申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話

資料館を時間外使用したいので、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例第5条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請年月日	年 月 日											
施 設 名		関の山車会館 離れ ・ 関の山車会館 集会室										
催物の名称												
使 用 目 的 及 び 内 容												
使用年月日	年	月 日())から ()日間			時		分から				
	年	月 日())まで			時		分まで				
使用予定人員		人	冷暖房の使用		有	•	無					
附属物品の使用	有	• 無	特別の設備		有	•	無					
施設の変更	有	· 無	器具の持ち込み		有	•	無					
会場責任者	【氏名】		【電話番号】									
使用料の免除	有	(理由)	•	無					
		月前から7日前ま をする場合は、変	でに行うこと。	付するこ。	<u>L</u> °							

(注) 資料館時間外使用の諸条件を遵守してください。

資料館時間外使用許可書

様

亀山市長

印

年 月 日付けで申請のありました資料館の時間外使用について、亀山市 関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例第5条第2項の規定により、下記のとおり許可し ます。

申請年月日	年	月	日	許可	番号		号	
施 設 名		関の山車	巨会館	離れ・	関の山車	会館 集会室		
催物の名称								
使 用 目 的 及 び 内 容								
使用年月日	年	月	目()から)日間	時	分から	
	年	月	日()まで	/ [H] [F]	時	分まで	
使用予定人員			人	冷暖房	の使用	有 •	無	
附属物品の使用	有	· 無		特別の) 設 備	有 •	無	
施設の変更	有	· 無		器具の拝	寺ち込み	有 •	無	
会場責任者	【氏名】 【電話番号】							
使 用 料 金			円 •	免除(第10条第	第1項第 号に	該当)	
* 資料館時間外使用の諸条件を遵守すること。								
備 考 本書は係	 再中必ず責	賃任者が 持	持参し、	職員から	指示があれ	ぃば提示してく	ださい。	

資料館時間外使用変更許可申請書

亀山市長 様

 申請者
 住
 所

 団体名
 氏
 名
 印

 電
 話

資料館の時間外使用について、許可を受けた事項を変更したいので、亀山市関宿伝統的 建造物群保存地区資料館条例第5条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変見	更申言	青年月	月日					年	月		月				
許	可结	丰 月	日		年	月	日	許	可	番	号				号
施	Ē	艾	名			関の山	車会館	離れ	•	関	の山:	車会館	集会	室	
変	更	内	容												
変	更	理	由												
	巭	変更前	方使用	料金			変更後	使用彩	金			還	付・追	徴金額	
					円					F.					円
備	考					ı									

(注) 資料館時間外使用の諸条件を遵守してください。

資料館時間外使用変更許可書

様

亀山市長

印

年 月 日付けで申請のありました資料館の時間外使用許可の変更について亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例第5条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

			ді				
変更申請年月日	年	月	日	変更許	可番号	号	
許可年月日	年	月	日	許 可	番号	号 号	
施 設 名		関の山垣	車会館	離れ・	関の	山車会館 集会室	
変更内容							
変更理由							
変更前使用	料金		変更後個	吏用料金		還付・追徴金額	
	円				円	円	
* 資料館使用の諸条件を遵守してください。							
備 考 本書には、変更前の時間外使用許可書を添付すること。							
I							

資料館時間外使用許可申請取下届

年 月 日

亀山市長 様

 届出者
 住
 所

 団体名
 氏
 名
 印

 電
 話

年 月 日付け資料館時間外使用許可申請を取り下げたいので、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例施行規則第7条の規定により、資料館時間外使用許可書(資料館時間外使用変更許可書)を添えて届け出ます。

時間外使用許可取消通知 資料館 時間外使用中止命令 書 許可事項変更通知

年 月 日

様

亀山市長

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例第8条の規定により、

時間外使用の許可を取り消します。 時間外使用の中止を命じます。 許可した事項を変更します。

許可年月日	年 月	日 許 可 番 号	号
理由			
使用許可変更事項			

資料館時間外使用料還付請求書

年 月 日

亀山市長 様

 申請者
 住
 所

 団体名
 氏
 名
 印

 電
 話

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例施行規則第11条第1項の規定により、 下記のとおり時間外使用料金の還付を請求します。

	1 災害 (第1号		全	額						
還付請求の理由		2 使用15日前までの使用取下げ (第2号に該当)								
		3 使用変更による使用料金の超過既納 (第3号に該当)								
請求の起因となる事項	使用	日日	身 信	吏 月	月場	易 所	使	用	内	容
		月 日かり 月 日ま ⁻								
	既 納 使	用料金	会 変	变 更	使 用	料金	その	他		
使用料金還								円		

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。